

MMF 累積投資取引約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、申込者（以下、「お客様」といいます。）とカブドットコム証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の、MMF（マネー・マネージメント・ファンド）受益証券（以下、「MMF」といいます。）の累積投資に関するとりきめです。

当社は、この約款に従ってMMFの累積投資の委任に関する契約（以下、「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

第2条（MMF受益証券の選択）

お客様は、第3条に規定する申込方法によるMMFの申込みにあたって、以下の受益証券の中から1つを選択するものとします。

- (1) U F J パートナース投信株式会社の運用するU F J パートナースMMF（マネー・マネージメント・ファンド）受益証券
- (2) 第一勧業アセットマネジメント株式会社の運用するD K AのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）受益証券

第3条（申込方法）

1. お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名、捺印し、これを当社に提出することによって契約を申込みのものとし、この申込書の受入れをもって契約の締結があったものといたします。

ただし、既に他の累投コースにおいて、上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要といたします。

2. 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客様のMMF 累積投資口座を開設いたします。

なお、申込み時に当社に届出された印影をもって、当社への届出印といたします。

第4条（金銭の払込）

お客様は、MMFの取得にあてるため、1回の払込みにつき1円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。

第5条（取得の時期及び価額）

1. 当社は、お客様から取得の申込みがあった営業日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日にMMFをお客様に代って取得いたします。なお、取得価額は取得日の前日の基準価額といたします。

ただし、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものといたします。

なお、この場合、申込日以降、最初に取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日にMMFをお客様に代わって取得いたします。

2. 当社は、お客様から取得の申込みがあった営業日の正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日にMMFをお客様に代わって取得いたします。なお、取得価額は取得日の前日の基準価額といたします。

ただし、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものといたします。

なお、この場合、申込日の翌営業日以降、最初に取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日にMMFをお客様に代わって取得いたします。

3. 取得されたMMFの所有権並びにその元本、又はその分配金に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものといたします。

第6条（保管）

1. この契約によって取得されたMMFは、他のお客様のMMFと混蔵して大券をもって保管いたします。

なお、当社で保管することに代えて当社名義で信託銀行に再委託することがあります。

2. 前1項により、混蔵して保管するMMFについては、次の事項につき、ご同意いただいたものとしてお取扱いいたします。

- (1) 寄託されたMMFに対し、寄託の額に応じて共有権を取得すること
- (2) MMFの新たな寄託又は返還については、他のお客様と協議を要しないこと
- (3) 当社は、MMFの出庫の請求には応じないこと

3. 当社は、この契約により保管しているMMFの保管料をいただくことがあります。

第7条（分配金の再投資）

1. 第6条の保管に係るMMFの分配金は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合については、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客様に代って当社が受領のうえ、当該お客様の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額でMMFをお客様に代って取得いたします。

2. 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っ

たときは、前1項の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、MMFをお客様に代って取得いたします。

第8条（返還）

1. 当社は、お客様からMMFの返還の請求を受けたときは、換金の上、その代金をその翌営業日（以下、「受渡日」といいます。）以降にお支払いすることにより返還いたします。
2. 前1項の換金価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。なお、受渡日が取得日から30日以内の場合には、投信運用会社に代わり、MMF 1万口につき10円の信託財産留保額を申受けます。
3. 前1項の換金に係るMMFについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の分配金は、換金代金とともにお支払いいたします。

第9条（定期取得、定期引出等）

当社は、お客様から当社所定の方法に従った申出があった場合には、MMFの取得若しくは全部又は一部を換金する契約を締結することができます。

第10条（解約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
 - (1) お客様から解約のお申出があったとき
 - (2) 当社がMMFの累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - (3) MMFが償還されたとき
 - (4) 別に定める「総合取引約款」等に基づく取引口座が解約されたとき
2. 当社は、一定期間取引の申込みのない契約については、これを解約させていただくことがあります。
3. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第8条に準じてお客様にMMFの返還及びその分配金の支払いをいたします。

第11条（取引の計算明細、証券残高の報告）

当社は、お客様のその都度の取引に係る計算明細及び証券残高の報告は、法令の定めにより四半期に1回以上申込者に対する通知書にて行うものとします。

第12条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居並びに届出印の変更などお申込事項に変更があったときは、お客様は当社所定の用紙によって遅滞なく当社に届出いただきます。
2. 前1項のお届出があったときは、当社はお客様より戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提出していただくことがあります。

第13条（その他）

1. 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) お客様の認証番号をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、予め当社に届出られている認証番号と一致することを当社が確認して行ったこの契約に基づくMMFの返還及びその分配金の支払いを行った場合
 - (2) 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は、印影若しくは認証番号が届出のものとは相違するため、この契約に基づくMMFの返還及びその分配金の支払いを行わなかった場合
 - (3) 天災・地変・その他の不可抗力により、この契約に基づくMMFの取得又は返還、若しくはその分配金の支払いが遅延し、又は不能となった場合
 - (4) その他、別に定める「総合取引約款」「オンライン・トレード取扱規定」等に基づく当社の免責事項による損害
3. この約款は、法令の変更若しくは監督官庁の指示又は命令、若しくはその他の事情により、変更の必要を生じたときは改訂されることがあります。

（平成13年 4月）

（平成14年 1月）改訂